| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査結果及び意見） |
| 　第５　堺泉北埠頭株式会社（所管部局：大阪港湾局） |
| 　　８　監査の結果及び意見 |
| 【意見19】資金の効率的な運用について【大阪港湾局】 | ＳＳＦは余剰資金の効率的な運用を検討されたい。 | 今後は資金需要を勘案しつつ、短期、中期、長期の使い分けによる効率的な運用を検討する。 |
| 【意見20】指定出資法人に多額の余剰資金を保有させることの妥当性について【大阪港湾局】 | 大阪府は指定出資法人であるＳＳＦに多額の余剰資金を保有させることの妥当性について、再度検討されたい。 | ＳＳＦが施設更新等に係る費用として、今後多額の資金が必要であること、また、大規模災害等があった場合に、施設の不具合発生時における迅速な緊急対応が必要であることから、余剰資金が必要と考えており、再度検討を行ったが、現状の資金の保有状況は、大阪府としては妥当なものと考えている。大規模災害における地震・津波リスクは損保会社によると約24億円と試算されており、昨今の物価高騰の影響でこの金額の上振れも十分予想される。また、令和６年能登半島地震のように港湾施設が被害を被った際、施設の不具合等に対する迅速な対応のためにも、資金が必要であると考えている。 |
| 【意見21】配当政策及び資金の還元策について【大阪港湾局】 | ＳＳＦは配当方針について検討し、規程化することが望ましい。 | 令和３年度は総額2,000万円、令和４年度が2,000万円と50期の記念配当の500万を合わせ2,500万円、令和５年度が昨年度と同様の2,500万円の配当となっている。今後、継続的・安定的な配当の維持をベースとしながら、業績や設備投資などの資金需要を勘案した配当方針の規程化を検討する。 |
| 【意見22】青果事業の在り方について【大阪港湾局】 | 大阪府及びＳＳＦは将来的に事業の廃止も含めて、青果事業の在り方の検討が必要である。 | 生鮮果実以外の取扱貨物や輸出貨物の動向も見極めながら、設備の適正な配置等について検討を進めるため、令和６年９月に大阪港湾局、ＳＳＦ、利用者の３者で構成する会議体を設置し、定期的な意見交換を行っている。 |
| 【意見23】使用料及び貸付料の低廉な設定について【大阪港湾局】 | ＳＳＦに対して使用許可及び貸付けを行っている公有財産に関する使用料設定、貸付料設定を見直すことが望ましい。 | ＳＳＦへの上屋底地（荷さばき地）貸付料及びヤード貸付料については、他港の状況や土地価格・港湾運送料の推移等を総合的に勘案の上必要に応じて改定を行うこととしており、府営港湾の競争力維持・強化の観点から、特に周辺他港における料金設定の状況を踏まえ慎重に検討すべきと考えている。 |
| 【意見24】公募役員選考委員会の委員選任【大阪港湾局】 | ＳＳＦは、公募役員選考委員会の委員を選任する際、現職の取締役以外の者を選任することが望ましい。 | プロパーの幹部職員又は、府関係者以外の取締役等を選考委員に選任するよう変更する。 |
| 【意見25】ＳＳＦに関する今後の方向性の見直し【大阪港湾局】 | 大阪府は、ＳＳＦと阪神国際港湾の経営統合という方針について見直しの是非を検討すべきである。 | ＳＳＦと阪神国際港湾の経営統合（以下「経営統合」という。）については、大阪港湾局が利用者にとって、使いやすい港をめざす上での重要な取組の一つであると考えている。経営統合には、これまでの検討から、様々な解決しなければならない課題もあり、実現に向けては中長期的な幅を持って課題解決に取り組む必要があることから、現在、港湾情報の共同発信など業務連携が可能な取組を進めているところである。 |
| 【意見26】阪神国際港湾との経営統合【大阪港湾局】 | 大阪府は、ＳＳＦの今後の在り方につき、阪神国際港湾との経営統合という方針を維持する場合、各課題の解消に向けて具体的なスケジュールを定めて取り組むとともに、適時その進捗を報告されたい。 | 経営統合に向けては、今後、上記の取組の効果を検証した上で、検討を進めていく必要があり、かなりの時間を要することから、スケジュールの策定等については、困難であると考えている。また、取組の進捗については、毎年公表している行政経営の取組のなかで、報告・公表していく。 |